

女性が政治参画しやすい社会を確立するための実効性ある法整備及び施策等のさらなる推進を求める意見書

我が国では、2018年5月23日に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号）が公布・施行され、実態調査及び啓発活動等の基本的施策が実施されている。

この法施行等に伴い少しずつ改善しているものの、相対的に見れば、世界経済フォーラムが2019年に発表した「ジェンダー・ギャップ指数2020」において、日本は前年から11位下がり153カ国中121位と過去最低となった。その主な理由に、女性の政治参画が遅れていることがあげられており、我が国の国会議員に占める女性比率は、2020年1月現在、衆議院において9.9%、参議院において22.9%で、世界191カ国中165位と、OECD諸国中未だ最下位の状況である。また、地方議会においても女性議員の比率は、都道府県議会が11.4%、市区町村議会が14.6%、本市議会においては11%で、女性の議会進出は依然として低水準となっている。

よって、このような状況を早急に改善し、女性が政治参画しやすい社会を確立するため、実効性ある法整備及び施策等のさらなる推進を図るよう下記のとおり強く要請する。

記

- 1 「政治分野における男女共同参画推進法」の目的及び基本原則等が達成されるよう、目標数値を掲げ、実効性ある法整備及び施策等のさらなる推進を図ること
- 2 母子保護のため産前・産後等一定期間は、当該議員を参集の対象としない法整備をすること
- 3 妊娠・出産、子育てや介護など議会活動、社会活動が両立できる条件整備を進めること
- 4 代理投票や遠隔投票など議場以外での議会審議の出席・参加が可能となる方法を国として調査研究し、整備すること
- 5 候補者や議員に対するセクハラやハラスメントを防止する環境整備を強めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

沖縄県浦添市議会

宛先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 総務大臣 厚生労働大臣 法務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画・経済財政政策・少子化対策・地方創生）